

広報

しょうぼう さつま

119

SATSUMA FIRE DEPT. Public relations magazine

Vol.42

令和8年2月発行

編集・発行

さつま町消防本部

鹿児島県薩摩郡さつま町時吉366

TEL 0996-52-0119

FAX 0996-53-0119

特集

林野火災注意報・警報運用開始

Operation of Forest Fire. Warnings has started

contents

P2～P3 特集 林野火災注意報・警報

P4～P5 各係からのお知らせ

P6 さつま町の消防団



町ホームページ
「消防サイト」

一人ひとりが火の取り扱いに注意しましょう

日より運用開始

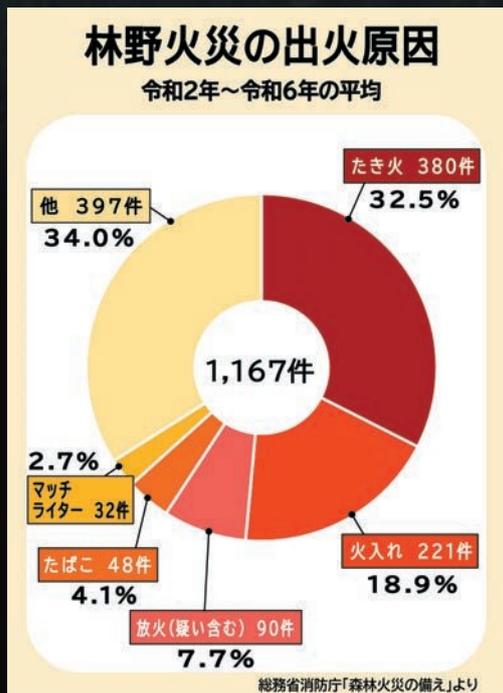
林野火災警報

火の使用制限 遵守義務

罰則 あり

近年全国各地において大規模な林野火災が発生しています。特に令和七年二月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、短時間に広範囲に延焼拡大し、約三三七〇ヘクタール、二〇〇棟を超える建物に被害が生じました。

この林野火災を踏まえ、総務省消防庁において検討会が開催され、林野火災注意報や警報の的確な発令によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、火災予防条例を改正し、令和八年一月一日から「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の運用を開始しています。



林野火災注意報・警報が発令された場合

「林野火災注意報」が発令された場合、火災予防条例に定める「火の使用制限」に従うよう努めなければなりません。(努力義務)

「林野火災警報」が発令された場合、火災予防条例に定める「火の使用制限」に従わなければなりません。(遵守義務)

令和8年1月1

林野火災注意報

火の使用制限 努力義務

罰則 なし

「火の使用制限」とは

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む）取灰又は火粉を始末すること

火の使用制限に従わなかった場合

林野火災警報発令時に「火の使用制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

注意報・警報の発令時の周知

林野火災注意報・警報を発令した際は防災行政無線やSNS、メールでお知らせします。



さつま町
安全安心
メール



町公式
LINE

消防署からお願い（たき火・あぜ焼き）

町内でも毎年、たき火・あぜ焼きが原因の「林野火災」が発生しています。林野火災注意報・警報が発令されていない場合でも火災は発生する可能性があります。

たき火・あぜ焼きを行う場合は、消火用具の準備を行う。可能な限り複数人で作業を行う。風の強さ、風向きを考えて行うなど注意をしっかりとってください。

また、揚煙届出・火入れ許可申請をするようにお願いします。

救助資器材（油圧救助器具）の更新を行いました（警防係）

さつま町消防本部では、電源立地地域対策交付金を活用し油圧救助器具の更新を行いました。油圧救助器具とは、最大約100トンにもなる油圧の力で金属を切断したり、隙間を広げたりすることができる救助器具で、交通事故や倒壊家屋などで要救助者が中に閉じ込められている現場で開口部を作る救助資器材です。



更新配備した油圧救助器具

- 電動式で、電動工具と同じようにバッテリーを取り付け、電源を入れるだけで使用可能。（従来の油圧救助器具はエンジンポンプと高圧ホース等が必要）
- 水中（海、川等）でも使用可能。

更新配備した電動油圧救助器具で迅速かつ安全で確実な活動の実現のため、訓練を重ね現場対応能力の向上に努めてまいります。



警防技術研修会（火災）を実施しました（警防係）

令和7年12月22日（月）、23日（火）警防技術研修会を実施しました。

この研修会は、大阪市で発生したビル火災で消防士が殉職したことをうけ、建物火災時の屋内進入に主眼を置き、訓練を行いました。

「木造建物からの出火、換気口から白煙が噴出、1名の逃げ遅れあり」の想定で、屋内進入をする隊員の空気呼吸器や防火衣などの個人装備完全着装の徹底、屋内進入に対する火災等の状況判断、消防隊の救助活動及び消火活動の確実性、迅速性を評価しました。

各隊長の指揮のもと、隊員は日頃の訓練成果を遺憾なく発揮し、大変有意義な研修会となりました。

今後も訓練を重ね、町民の安全安心の確保に努めてまいります。



幼年消防クラブ員が防火パレードを実施しました（予防係）

あさひこども園幼年消防クラブ員、つるだ同朋子ども園幼年消防クラブ員が宮之城暮市、宮之城初市で、防火パレードを実施しました。

木場消防長に「火遊びは絶対にしません」と防火の誓いを行った後、「拍子木」と「火の用心」の声を掛けながらの防火パレード、防火のうたの発表で来客者に火災予防を呼びかけました。



さつま町ホームページ「消防サイト」（総務係）

さつま町ホームページ内の「消防サイト」で各係からのお知らせや実施予定の訓練情報、活動報告、広報動画などいろいろな消防関係の情報を配信しています。



「消防サイト」

住宅用火災警報器の設置支援 (予防係)

平成23年6月に住宅用火災警報器がすべての住宅に設置義務となり、14年が経過しました。

住宅用火災警報器は10年を目安に交換が必要です。このことから、さつま町消防本部では、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な高齢者等に対して設置支援をはじめています。



支援対象 次のいずれかに該当する者で構成される世帯とします。

- ・ 65歳以上の者
- ・ 身体障がい者手帳の交付を受けている者
- ・ その他支援が必要であると認める者

設置支援に際して

- ・ 依頼者が設置する「住宅用警報器（ネジ等含む）」を準備すること
- ・ 設置する際に立ち合いができること
- ・ 借家の場合設置する建物の所有者又は管理者に承諾を得ていること

※ 設置支援を受けようとする場合は、事前に「消防本部 警防課 予防係」へご連絡下さい。支援対象等について確認を行い、その後、設置日時の調整を行います。

お申し込み・お問い合わせ先 警防課 予防係 0996-52-0119

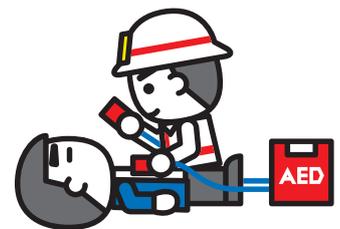


新入職員研修に普通救命講習を！ (救急係)

新入職員研修などに「普通救命講習」を組み込んでみませんか。

普通救命講習とは、心肺蘇生法（CPR）とAEDの使い方を中心に、止血法や異物除去などの応急手当の講習を3時間程度で行うものです。

普通救命講習を受講することで、社会人としての安全意識の向上と、いざという時に命を救う行動ができるようになることから、緊急対応能力向上に有効です。ぜひ受講をご検討ください。



お申し込み・お問い合わせ先 警防課 救急係 0996-52-0119



火災や救急車などの緊急通報は 119 で (通信指令係)

令和7年4月1日から、さつま町の災害通報は北薩3消防本部指令センター（薩摩川内市消防局内）で受信を行い、指令センターから出動指令や出動隊への災害情報の無線交信を行っています。

このことから、さつま町消防本部の代表電話（52-0119）へ救急要請等があった場合は119番へ掛け直しをお願いしています。

引き続き、火災や救急車の要請などは「119番」で通報することへのご理解ご協力をお願いいたします。





さつま町の消防団

さつま町消防出初式

令和8年1月11日(日)消防団員、吉祥保育園幼年消防クラブ員約400人が集結し、さつま町の無火災・無災害を祈念する、新春恒例の「さつま町消防出初式」が盛大に挙行されました。式典では、薩摩方面隊の一糸乱れぬ規律訓練、消防の職務に尽力された消防団員に対する表彰の伝達が行われました。

式典の中で井手原清美団長が「近年の気候変動による災害の激甚化を目の当たりにし、団員一人ひとりが地域防災の要であることを再認識した。今後も、防火意識の啓発、初期対応を可能にする技術向上に、団員一丸となって精進します」と決意を述べました。



分団訓練実施中

さつま町消防団では、全分団が年に1回の消防基礎訓練(分団訓練)を実施しています。

訓練は消防の基礎となる、「規律訓練」や「想定訓練(火災)」などで、中でも想定訓練は、火災発生時の出動から、水利部署と火点直近部署に別れ、中継送水・放水(1線2口放水)まで一連の流れを実戦さながらに実施しています。

実火災への出動経験の少ない団員も多いことから、非常に有意義な訓練となっています。



あなたのチカラがさつま町の
安全と安心を守ります

消防団員・女性消防団員募集

問い合わせ先 さつま町消防本部 消防総務課 消防団係

Tel 0996-52-0119 Fax 0996-53-0119 鹿児島県薩摩郡さつま町時吉 366 番地